

## 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員表彰等規程案（抜粋）

### （目的）

第1条 この規程は、職務に精励する職員等の労に報いるため、表彰又は報奨することにより、さらなる勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「職員等」とは、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）における次の者をいう。

- （1）地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則（平成29年規程第7号）第3条に規定する職員
- （2）地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所再雇用職員就業規則（平成29年規程第9号）第2条に規定する職員
- （3）地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員就業規則（平成29年規程第8号）第3条に規定する職員

### （表彰）

第3条 理事長は、職員等に対し、次の表彰を行う。

- （1）優秀職員表彰
- （2）功績職員表彰

### （優秀職員表彰）

第4条 優秀職員表彰は、次のとおりとする。

- （1）技術開発賞
- （2）業務改善賞
- （3）学協会賞受賞者賞
- （4）部門賞

2 前項第1号から第4号の表彰の評価対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

### （技術開発賞）

第5条 技術開発賞は、最優秀賞、優秀賞及び発明賞を設け、課、室並びに専門分野又は職員等（個人又は複数の個人）が、次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- （1）優れた研究の立案、遂行又は論文の発表
- （2）革新的な検査手法の開発
- （3）通常の職務の水準を超える技術の考案、具体化
- （4）前各号に準じるもの

(業務改善賞)

第6条 業務改善賞は、課、室並びに専門分野又は職員等（個人又は複数の個人）が、次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 優れた業務改善、事務管理手法の提案、実行
- (2) 前号に準じるもの

(学協会賞受賞者賞)

第7条 学協会賞受賞者賞は、法人外から表彰され又は高い評価を受けた研究成果、論文等を発表した職員等（個人又は複数の個人）に対して行う。

(部門賞)

第8条 部門賞は、中期計画において予定している業務について、顕著な実績をあげた職員等（個人又は複数の個人）を表彰する。

- (1) 依頼試験業務優秀賞
- (2) 競争的研究資金獲得活動優秀賞
- (3) 受託研究業務優秀賞
- (4) 講習会等情報発信業務優秀賞
- (5) 論文投稿優秀賞

(功績職員表彰)

第9条 功績職員表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員等に対して行う。

- (1) 職務外において、社会的に有益な発明、発見又は顕著な改良をした職員等
- (2) 職務外において、学位を取得した職員等
- (3) 職務外において、身の危険を顧みず篤行をした職員等
- (4) 職務外の行為について、広く賞賛を受け、著しく職員の名誉を高揚した職員等
- (5) 前4号に掲げるもののほか、職務外において、表彰することが適当であると認められる善行のあった職員等

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状の授与その他適当と認められる方法により行い、副賞を授与することができる。

(表彰の時期)

第11条 表彰の時期は、原則として毎年5月上旬とする。

以下略